

	ファイル番号	国管総 1
個人情報ファイルの名称	管理カード	
行政機関等の名称	株式会社日本政策金融公庫	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	国民生活事業本部 生活衛生業務部（生活衛生業務グループ）、企業支援室、管理企画部、地区債権業務室、支店（国民生活事業）、中小企業事業本部 企業サポート室支援課	
個人情報ファイルの利用目的	お取引の管理	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	お取引先、連帯保証人、担保提供者	
記録情報の収集方法	借入申込書、信用調査票又はお取引後の調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	裁判所（訴訟時、証拠書類として）、公益財団法人教育資金融資保証協会、信用保証協会、裁定庁（ただし73及び77のみ）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社日本政策金融公庫 本店 情報公開・個人情報保護窓口 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 ・ 株式会社日本政策金融公庫 支店 情報公開・個人情報保護窓口 支店の所在地については、別添参照 	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—

1. 作成日
2. 顧客番号
3. 種別
4. 災・特災、
5. 貸付番号
6. 期日
7. 貸付金額
8. 低利適用金額
9. 貸付日
10. 年利
11. 支払条件
12. 支払方法
13. 変更条件
14. 債務者名
15. 代表者名
16. 連帯保証人名
17. 担保提供者名
18. 生年月日
19. 住所
20. 電話番号
21. 備考
22. 業種
23. 団信
24. 被保険者顧客番号
25. 根抵当権（極度額）
26. 資金使途
27. 証書
28. 実訪
29. (不) 調査
30. 調査日
31. 関連取引
32. 最新取引日（作成日現在）
33. 起算日
34. 元金払込済年月日
35. 利息払込済年月日
36. 貸付金内入金残高
37. 仮払金残高
38. 未収利息残高
39. 未収遅延損害金残高
40. 貸付受入金残高
41. 既払込回数
42. 延滞回数
43. 代払回数
44. 団体・預金口座振替関係
45. 入金状況
46. (債) との関係
47. 職業
48. 公庫取引情報
49. 年金番号
50. 証書記号番号
51. 裁定庁・支給庁
52. 債務引受人
53. 公務員等との続柄
54. 追加貸付
55. 略図
56. 係印
57. 検印
58. 事業統轄印
59. 副事業統轄印
60. 課長印
61. 担当者印
62. 返済相談に至った理由
63. 最近3ヶ月程度の事業の状況
64. 借入の状況
65. 調査対象者名
66. 通し番号
67. 不動産の明細
68. 仮登記・差押登記の状況
69. 抵当権等の状況
70. 貸付種別
71. 裁判所
72. 残高
73. 失権事由
74. 恩給等給与金最終受領期
75. 過誤受給与金発生額
76. 失権時給与金発生額
77. 失権日
78. 備考
79. 地区債権業務室長印
80. 地区債権業務室副室長印
81. 支店コード
82. 確認日
83. 確認者
84. 作成者
85. 受付日
86. 借入条件変更申込書添付
87. 財務データの入力
88. 融資審査票の添付
89. 調査方法
90. 経営改善計画書徴求
91. 条件変更に至った原因の把握
92. 事業の持続可能性の検討
93. 資金収支（年間）
94. 主導者・メイン行等の特定
95. メイン行の支援状況
96. 当事業の要請に対する判断
97. 債務者等への説明